

業務部速報



No. 43

発行 23. 12. 19

JR東労組 業務部

申8号

労働条件に関する協約の遵守を求める申し入れ 団体交渉行う!

労働協約に基づいて申し入れをした結果、 会社として課題認識を持ち是正を勝ち取る!

団体交渉での主な確認事項

- ・電気S I Oが文書発出した過程に対しての課題認識がある。
- ・結果として協約違反との組合からの主張を受け止め、課題と認識した。
- ・協約に関して、本社・支社・現場に周知していく。
- ・社員間に不公平感があることへの課題認識があること。
- ・差額については、調査して精算方法も含めて検討していく。
- ・今後については、一機関の判断ではなく本社として把握して判断していく。

JR東労組申8号(2023年10月20日申し入れ)

申8号 労働条件に関する協約の遵守を求める申し入れを提出!

電気システムインテグレーションオフィスにおいて協約を逸脱していたことが判明!

JR東労組は、2019年5月14日に「賞金制度の改正について」提案を受け、議論を行ってきました。その中で旅費制度の改正については、連絡旅費の見直しを行い「**宿泊料は13,000円を支給する**」との内容で議事録確認を締結し、以降、同条件に関する協約第416条(宿泊料及び宿泊諸雑費)に基づき運用してきました。

しかし、東電総第281号(2021年9月10日)において、「宿泊料の実費精算について(連絡)」が発出されていたことが判明しました。この内容は、「これまで宿泊料については定額支給を行っていましたが、実費額が定額支給額を大幅に下回っている件数が多いこと、および昨今の経営状況に鑑み実費精算とします。」との理由で、「**宿泊費は原則として「素泊まり7,000円(税別)」までの現金立替とします。**」とされています。

この東電総第281号(2021年9月10日)は、この間の労使議論を踏まえた労働条件に関する協約を逸脱するものであり、到底認められるものではありません。また、電SI総第221号(2022年11月28日)において、旅費の取扱いの一部改正について(連絡)により、「(原則として「素泊まり13,000円(税込み)」までとする。近郊に当社系ホテルがある場合は13,000円以内(限り優先的に使用。))と依然として独自のルールで運用されていることに疑問を抱かざるを得ません。

したがって、一部機関において協約が逸脱されて運用されていることに対して、労使で真摯に向き合い、原因を究明し、安心して働ける職場と風通しの良い職場を構築するために申し入れ、議論を行ってまいります!

1. 東電総第281号(2021年9月10日)において「宿泊料の実費精算について(連絡)」が発出された経緯・経過を明らかにすること。

2. 安心して働ける職場と風通しの良い職場を構築するため、労働条件に関する協約を遵守すること。

協約違反は認められません! 現実を明らかにし組合員の利益を守るため議論しよう!

団体交渉で明らかになったこと

- ・東電総第281号(2021年9月10日)発出の「宿泊料の実費精算について(連絡)」は、本社として認識していない。本社が把握したのは2022年10月に東電所からの照会によって把握した。
- ・電SI総第221号(2022年11月28日)において、旅費の取扱いの一部改正について(連絡)は、本社として関知していない。本社が把握したのは2023年10月の組合からの申し入れによって把握した。

本社として課題認識を持ち、2023年12月に文書を発出し、 宿泊料は13,000円が基本であることを徹底した。

組合員の率直な声をもとに、申し入れをして団体交渉を行いました!

私たちの労働条件を守るために労働協約は重要です!

JR東労組だからこそ実現した成果です! 労働組合としてのチェック機能をさらに発揮しよう!

JR東労組に結集し安心して働ける職場をつくり上げよう!!